

令和5年度

第6回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月7日(月)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	×	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 11名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 仲井光吉委員 河野秀行委員
尾上慎一委員 田中健市委員 早田彰臣委員 平田富和委員 板井伸博委員
秋成淳委員

事務局職員 4名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英
香々地分室長 船木靖幸

会議に付した事件

- 議案第33号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第34号 農地法第5条の規定による所有権移転について
- 議案第35号 農用地利用集積計画の決定について（賃借権設定）
- 議案第36号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付（案）について・・・別紙
- 議案第37号 非農地証明願について
- 議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可取り消しについて
- 議案第39号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について・・・別紙

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 それでは、令和5年度第6回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。 従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。
議 長	皆さん、おはようございます。 9月とはいえ、まだまだ残暑厳しい日々がつづく異常気象でございます。 農作物も作物によっては、大打撃の状況下ではなかろうかと心配でございます。 振返ってみますと、各種行事も新型コロナウイルス感染拡大により中止されておりましたが、徐々ではありますが復活しつつあり、私の地区でも祭りや学校行事が復活致しております。 さて、私達も今月末で任期満了でございます。任期3年間を振返って見ますと、コロナ禍で、十分な活動が出来なかった事を、お詫び申し上げますとともに、徐々に回復して、9月26日には、別府ビーコンで地域別セミナーが開催されます。将来にわたる、持続可能な農地利用の適正化につながる、地域計画策定に向けた目的で開催されますので、農業委員、推進委員全員の参加をお願いいたします。 10月から新たな農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さん方が選任されますので、農地を守るため、更なる活躍を願うものでございます。 最後になりますが、3ヶ年間のご協力に感謝申し上げますとともに、今後も各委員と事務局とが一体となって事務執行にご協力ください。ありがとうございました。 ただいまから、令和5年度第6回豊後高田市農業委員会総会を開会します。開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって議事録署名委員に、9番：宗一則委員及び10番：内田勝夫委員にお願いします。 なお、議事整理のため意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、

	発言を行ってください。皆様のご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。事務局から提案いたします。
事務局	議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは 1 ページからです。 申請番号 47 番、所在が[]字[]番、地目は田、面積が 443 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 48 番、所在が[]字[]番[]外、計[]筆、地目は田、合計面積が 2,394 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 49 番、所在が[]字[]番[]、地目は田、面積が 1,233 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 50 番、所在が[]字[]番、地目は畑、面積が 290 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 51 番、所在が[]字[]番[]外、計[]筆 地目は田、合計面積が 3,054 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小で、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 52 番、所在が[]字[]番[]、地目は畑、面積が 991 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、経営移譲で贈与するものです。 以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	事務局の調査によれば取得要件に問題はないとの事ですが、ご意見、ご質問ある方ございませんか。
議 長	はい、3 番：河野委員。
3 番： 河野委員	参考のためにお聞きしたいんですけども、48 番 49 番、経営規模の拡大ですけれども、コーヒーとあるんですけど、田んぼにコーヒーというイメージがちょっとわからないんですけど、そこにコーヒーの木か何か植えて管理して販売するのか、その辺どういう形での経営をなさってるのかというのをお聞きしたいんですけど。

事務局	質問に答えます。 この土地には、[]の使っていないビニールハウスが3棟ですかね、ありまして。いま、使われてないという事で、宇佐の方で、[]さんが現在バナナの栽培を、ビニールハウスでやっておられる方で、新規なんですけど、[]さんのハウスを利用してコーヒー豆の栽培をして、日本産のコーヒーを育てたい、作りたい、販売したいという事であります。
議 長	はい、ようございますか。
3 番： 河野委員	はい、やっと納得しました。
議 長	ほかにございませんか。 はい、12 番：市成委員。
12 番： 市成委員	47 番の件について、面積が違うんじゃないかと思うんですね。 []の[]さんが 11,473 も作ってないんですよ、これ反対じゃないんですか面積が。
議 長	はい、事務局。 []さんと反対ではないかとの事です確認をお願いします。
事務局	一応、[]さんの世帯の農地の面積が台帳上 11,473 m²ございまして。 []さんの台帳上の面積は、営農組合に貸してる関係で、ご自分の経営面積としては、159 m²という事で[]の方に、[]さんの土地は貸してる関係で、[]さん自体の経営面積は 159 m²となっております、間違いはないです。
議 長	はい、ようございますか。
12 番： 市成委員	はい。
議 長	ほかにございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可する事にご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。

次に、議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。

それでは、事務局から提案します。

事務局

議案第 34 号、農地法第 5 条の定による所有権移転の許可申請についてであります。お手元にあるこちらの地図の付いた資料の方を、併せてご確認頂きたいと思います。

申請番号 13 番、申請地は■■■■字■■■■番■■、地目は田、面積が 126 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。

転用申請者は■■■■の■■■■で、転用目的は駐車場用地です。

市役所■■■■庁舎の北西、約■■■■kmの場所に位置し、南西を県道■■■■線に、北西と北東を■■■■の駐車場に、南東は■■■■を挟んで■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で土木建設業を営む法人で、申請地に既存の会社駐車場を拡張整備する計画です。

2 m盛土し、境界にはブロックを設置するため、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。周囲に農地はなく営農に問題はありません。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として■■■■円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和 5 年 12 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e)、既存の施設の拡張に該当します。

申請番号 14 番、申請地は、■■■■字■■■■番外、計■■■■筆、地目は田、面積が 557 m²、合計面積が 6,013 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 1 種低層住居専用地域に該当します。

転用申請者は■■■■の■■■■及び■■■■で、転用目的は資材置場用地です。

市役所■■■■庁舎の東南東、約■■■■mの場所に位置し、東と西を■■■■所有の■■■■に、南を■■■■に、北を■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人両社は宇佐市で土木建築業を営む法人で、豊後高田市内で今後工事を見込んでいることから、申請地に持分 2 分の 1 の共有名義で、建設残土や建設資材を置くための資材置場を整備する計画です。

	盛土は行わず、整地転圧し利用する計画です。そのため、周囲の営農に問題はありません。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 申請地内にある里道は払い下げを予定しており、市の耕地林業課と協議済みです。 その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として 〇〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。 工事期間は、許可後から令和5年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。 許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号13番につきまして、板井伸博推進委員から意見ををお願いします。
板井伸博 推進委員	申請番号13番につきましては、先般、事務局と友延委員、私とで現地確認を行いました。 内容については、先程事務局からの説明のとおりで特に問題はないと思われます。以上です。
議 長	ありがとうございました。 同じく、現地確認をしていただきました、2番：友延委員からも意見があればをお願いします。
2 番： 友延委員	事務局と板井推進委員の説明とおり、何ら問題はないと思われます。 よろしく審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号14番につきましては、3,000㎡以上の転用案件でありますので、去る8月24日に現地確認と役員会を開催し、事前審議を行いましたので、役員会の議長であります河野利治副会長から役員会の報告をお願いします。
3 番： 河野委員	役員会の報告をしたいと思います。 いま、言われたとおり14番の案件につきましては、3,000㎡以上の転用案

	件でありますので、去る 8 月 24 日に役員会を開催しました。 地元の農地利用最適化推進委員と、農業委員ならびに申請者であります 、および の関係者の出席を求めまして現地確認並びに事前審議を行いました。 現地確認の際には、若干の説明と質疑を行い、その後、市役所会議室にて役員会を開催しました。 委員からは、いろんな質疑が出されましたけれど、その主なものとしましては、計画予定地の周りには、住宅や農地が有るが、埃や粉塵などの対策についてはどうなっているのかという事。また、水路や里道との境界確認は、どうなっているのか。また、申請者は宇佐の業者だが、残土は宇佐から持って来るのか。汚水の問題はないかなどの質問がありました。 それに対して申請者からは、埃や粉塵に対しては、シートなどの対策を考えており近隣の皆様に迷惑をかけないようにしますと。また、水路や里道の境界は、担当部署とすでに行い確定していると。残土については、高田の方で仕事があるので、そこで出た残土を一時的に仮置きし、そのまま置いておくような事はしないし、宇佐から持って来るような事はしない。また、それに対して汚水が出る事ありません。などとの説明と返答がありました。 本案件に関しましては、地元の農地利用最適化推進委員と農業委員からは、質疑事項が問題なければ、転用について、特に問題はないとの意見を頂きました。 その審議の結果、役員会の意見と致しましては、本案件は農地法の転用許可基準を満たしていると判断されます事から、許可相当であるとの意見を決しました。 以上で役員会の審議結果のご報告を終わります。
議 長	ありがとうございます。 地元委員の意見、役員会の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 35 号、農用地利用集積計画に係る貸借権設定についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 35 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借

	権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき審議を求めます。それでは、集積表が 6 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 2,224 m²で、利用権を設定する農家数 2 件、利用権の設定等を受ける農家数 3 件で利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 1,449 m²、使用貸借に係る面積 775 m²です。詳細につきましては、議案書 5 ページに記載していますのでご覧ください。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 36 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 36 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についてです。7 ページ目ですが、別紙にお配りしております様式 6 の 2 の農用地貸付調書の方をご覧ください。1 ページで、借受者、XXXXXXXXXXさんに 2 件の合計面積が 775 m²の貸し付けが示されています。 7 ページ目の農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。お手元に配布してあります別紙貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 5 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)

議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 37 号、非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 37 号、非農地証明願についてです。議案書 8 ページをご覧ください。 申請番号 16 番、所在が[]字[]番外、計[]筆、地目が畑、合計面積 531 m²、申請人は、[]の[]さんです。 申請の内容は、昭和 60 年頃から亡父の[]さんが遠方に住んでいたため、耕作できなくなり自然に雑木が生えてしまい山林化してしまったということです。 現地確認したところ、申請どおり雑木林となっており非農地として認められると考えます。 以上です。
議 長	事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号 16 番につきまして、板井伸博推進委員から意見ををお願いします。
板井伸博 推進委員	この件につきましても、先般、事務局、友延委員、私とで現地確認を致しました。言われたようにすでに山林化しております。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、2 番：友延委員からも意見があればをお願いします。
2 番： 友延委員	事務局と板井推進委員の説明とおり、何ら問題はないと思いますのでどうぞよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)

議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可取り消しについての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案 38 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可取り消しについて、次のとおり、申請がありましたので意見を求めます。9 ページをご覧ください。 申請地は、 字 番外、計 筆の田と畑、合計面積 2,145 m²で、許可年月日は、令和 5 年 7 月 7 日、指令番号 3－1－37 号の所有権移転許可済み案件です。 譲渡人が、空き家バンクの空き家とともに購入する予定でありましたが、売買が不成立となったため、許可の取り消し願いが申請者両名から出されたものです。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	事務局による現地確認の結果、取消し申請内容に間違いのないことです。これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを取り消すことにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、取り消すことに決しました。 次に、議案第 39 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての審議を行います。担当課であります農業振興課から提案いたします。
農業振興課	私、農業振興課の認定農業者制度の担当をしております日浦と申します。よろしくお願い致します。 議案第 39 号、市町村基本構想変更について説明させていただきます。 皆様、お手元に横長 A 3 のこちらの新旧対照表をご覧頂きたいと思います。 変更の趣旨につきましては、国において、農業経営基盤強化促進法改正され、本年 4 月より施行されたことに伴い、大分県が、農業経営基盤強化促進に関する基本方針の変更が行われました。

	本市におきまして、県の基本方針の変更に伴う、豊後高田市の市町村基本構想の変更を行う事となっており、この事に伴う変更を行うものであります。では、横長のサイズの5ページ目をご覧ください。 まず主な改正点1点目、第4農業を担う物の確保及び育成に関する事業の追加でございます。こちらにつきましては、県の基本方針に基づき大分県が新たに、大分就農支援センターを設置した事に伴い、法律により市役所のすでに設置されております豊後高田市就農支援センターについて、業務内容、そして関係機関との連携方法などを記載したものでございます。 つづきまして、2ページあとをご覧ください。2ページ目の第6農業経営基盤強化促進事業に関する事業におきまして、1、利用権設定の決定と促進に関する事項(1)法第18条の協議の場の設置方法、法第9条第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他、法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項の追加でございます。こちらにつきましては、今年から新たに改正されて法改正により、人・農地プランが地域計画に移行され、新しくなった事に伴い、地域計画の協議の設置方法、協議すべき事項、そして区域の基準などを明記化したものでございます。 4ページ後ろを開いて下さい。
3番： 河野委員	さっぱりわからん、誰もわからないよ。 せっかく改正案の原稿があるんだから、赤い所からゆっくり説明してくれた方がわかりやすい。
農業振興課	市役所農業振興課、山崎といいます。最初から順をおって説明させて下さい。 今般、先程担当からあったように、国の経営基盤強化法の改正に伴い、先ほど冒頭で会長からご挨拶がありましたように、人・農地プランが地域計画に変更されるという手続きを、今後、進めてまいりたいと思っております。これについては、現行、市にある人農地プラン全てを地域計画というものに変えていくというものになっていきます。今回、市がこれまでも定めておりました、基本構想、今日の議案第39条にあります農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想、これがいわゆる市が定めてる基本構想というものになります。その法の改正に伴い、市が基本構想を一部改訂をする必要があります。その内容を、本委員会にかけさせて頂くというものになります。先程A3、この大きな対照表で示させていただくものを、順次説明させて下さい。 1枚おめくり下さい。ここについては、基本構成にかかる目標等をこれまで縷々書いております。 もう1枚おめくり下さい。左側の上からですね、変更箇所という事で、地域計画赤字をつけてございます。これが、右にあります、人・農地プランから地域計画というものに変更致します。というものでございます。 もう1枚おめくり下さい。そのページは、これまで、基本構想にあります経営指標、認定農業者の方が目指される一つの目安として、経営規模、最終的には所得420万を確保する為の、経営指標というものをですね、整理させ

て頂いております。ここについては、変更等ございません。

次のページもごらん下さい。ここにつきましても、特段、大きな変更はございません。同じく、新規就農者等もふまえた経営指導の整備となっております。

次のページでございます。赤字で第4農業を担う者の確保及び育成に関する事項という事でございます。

ここにつきましては、先程申したように、県の基本方針というものがございまして、その中に新規就農等支援する体制が盛り込まれました。これに伴い、市の基本構想につきましても、現在、市が取り組んでおります新規就農者の支援制度、組織としては、豊後高田市就農支援センターというものが中心となっておりますね、これまでも活動をしてきております。今回、この基本構想に、この文言、体制等を盛り込む事となりました。なので、赤書きで表示させていただいております。

次のページもご覧下さい。第4のところですね、これまで第2の所が一つ新規で項目が加わりましたので、第5というような表記でなっております。若干の文言の修正等がありましたので、朱書きで行わせて頂いております。その下の方に、第6農業経営基盤強化促進事業に関するうんぬんということでございます。ここにつきましても、中間管理機構等ですね、制度等を盛り込まれた中で、一部変更がございましたので、修正変更をかけさせて頂いております。

次のページをご覧下さい。左の上には、前ページからの続きでございます。に沿ってうんぬんというふうに書かれてございます。その下の方でございますけれども、中段やや上からですね、1利用権設定等促進事業に関する事項ということで、これまでの流れとほぼ踏襲するような感じになるんですけども、先程申しました、地域計画に関する文言の追加、変更をですね、そういったものを盛り込んでございます。

次のページも、同様に、その前ページからの追加部分が盛り込まれてございます。

主に地域計画の話をふれさせていただいております。

あと、特段大きな変更点はございませんが、若干、過去これまでの基本構想に新たに色んな文言項目が、追加された事によりまして、順番が若干ずったりしております。そういうものがありますゆえに、少し朱書き等が加えられてございます。非常にちょっと変更箇所が多い為にですね、委員さん、推進委員さん、皆様には、ちょっと見づらい表現にはなっておりますけれども、主な改正改定というものは、こういう格好で進めさせて頂きたいと思っております。

今回、市の方から委員会の方に、この内容を、ご意見を伺うという事で、最終的に農業委員会、そして県農協の方から意見をいただいた上で、変更公示という格好で進めさせて頂こうと思っております。

どうぞよろしくお願い致します。

議長

ただ今の提案につきましてご意見、ご質問等ございませんか。

議 長	(ありませんの声) なければ本案について、特に意見なしと認める事にご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案については、特に意見なしと認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項1、農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局から報告します。
事務局	報告事項1、農地法第18条第6項の規定による合意解約についてであります。次のとおり、通知があったことを報告します。 届出番号18番、所在が■■■字■■■番地■■■、田、合計■■■筆で1,252㎡貸人が■■■さん、借人が■■■さん、理由はですね、7月の大雨による災害で、田んぼが崩れて耕作ができなくなったということであります。 以上報告します。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、次に報告事項2、農地適格法人定期報告について、事務局から報告します。
事務局	報告事項2です。農地所有適格法人定期報告について、次のとおり、報告書の提出がございましたので報告します。 報告のあった農地所有適格法人は、■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■であります。 要件確認書については、別紙のとおりで、農地所有適格法人の要件をすべて満たしています。 以上です。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、以上で、本総会、議事がすべて終了いたしました。 これをもちまして、令和5年度豊後高田市農業委員会第6回総会を閉会します。

大変ご苦勞様でした。

それでは事務局より、事務連絡等がありましたらお願いします。

その他の事項 (別紙配布)

令和5年度農地パトロール結果の提出について

10月総会提出案件に係る現地確認について

令和5年度活動記録簿等の活動実績書類の提出について

農業委員会慰労会について

今後の当面の日程について (予定)

午前 10 時 57 分

令和5年9月7日